

『聖德太子憲法拾七條』を正確に読みながら
日本及び日本人について所懐を述べる

御國民文化研究会 理事長
元 亜細亞大学 教授 小田村寅二郎

この合宿に参加された記念に、太子の『十七条憲法』だけでも正確に読み、かつ理解していただきたい、と念じて左記を作成しました。

黒上正一郎著書『聖德太子の信仰思想と日本文化創業』の巻末記載のものを、総フリガナにし、かつ、訂正を加へました。

戊(正)

一、聖德太子憲法拾七條

604
推古天皇十二年甲子夏四月丙寅朔辰日
皇太子親肇作憲法拾七條（日本書紀）

一、に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲す。人皆黨あり、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はず、乍ち隣里に遠ふ。
(然れども上和き)下睦びて事を論ふに諸ひぬるときは、則ち事理自ら通ふ。何事か成らざらむ。

二、に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法僧なり。則ち四生の終歸萬國の極宗なり。何れの世、何れの人か、是の法を貴ばざる。人尤惡しきもの鮮し。能く教ふれば之に從ふ。其れ三寶に歸せんば、何を以てか枉れるを直さむ。

三、に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載せて、四時順行し、萬氣通ふことを得。天地を覆はむと欲するときは、則ち壞ることを致さむのみ。是を以て君言ふときは臣承る。上行へば下靡く。故に詔を承りては必ず謹め。謹まずんば自ら敗れむ。

四、に曰く、群卿百寮、禮を以て本と爲よ。それ民を治むるの本は要す禮にあり。上禮ならざれば下齊はず、下禮無ければ必ず罪あり。是を以て、群臣禮あるときは位次亂れず、百姓禮あるときは國家自ら治まる。

五、に曰く、鑑を絶ち、欲を棄て、明かに訴訟を辯ぜよ。其れ百姓の訴一日千事あり。一日すら尙爾り況や歲を累ねてをや。頃訟を治むる者、利を得るを常となし、賄を見て讒を聽く。便ち財有るもの訟は石を水に投するが如く、乏しき者の訴は水を石に投するに似たり。是を以て、貧しき民は則ち由る所を知らず。臣の道も亦焉に於て闕く。

六、に曰く、惡を懲し善を勧むるは、古の良典なり。是を以て、人の善を匿す无く、惡を見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐る者は、則ち國家を覆すの利器たり、人民を絶つの鋒剣たり。亦侯が媚なる者は、上に對ひては則ち好んで下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗す。其れ此の如き人は、皆君に忠无く民に仁无し。是れ大亂の本體なり。

人各任有リ

1

に曰く、人各任掌あり。宜しく監視せし。

其れ賢哲官に任ずるときは頌音則ち起り、
さうまじきにて聖と作る。唐

卷之三

奸者官を有つときは禍亂則ち繁し、世に生れずから矢あるものが少く、免る者多き。然るに、**に大小無ふ人を得て必ず修まる**。時に急緩なく、賢に遇へば自ら寛なり。此に因つて國家幸甚なり。久にして社稷危きこと勿し。故に古の聖王は、官の爲に人を求め、人の爲に官を求めず。

日者(正) 二十九
金(正) 九

事に従じて同じく
十一、に曰く、明かに功過を察し、賞罰必ず當てよ。(日)賞は功に在らず。罰は罪にあらず。
事を執れる群卿、宜しく賞罰を明にすべし。
十二、に曰く、國司國造百姓に罰ること勿れ。
國に二君なく、民に兩主無し。率土の兆民王を以て主と爲す。任する所の官司は皆是れ王臣
なり。何ぞ敢て公と與に百姓に賦(罰)せむ。

十三、に曰く、諸の官に任する者、同じく職掌を知れ。或は病し、或は使して、事に關くことあらむ。然れども之を知るを得む日は、和すること曾て識れるが如くせよ。其れ與り聞くことあらむ。

۲۷

あら
非ざるを以て公務を妨ぐこと勿れ。
十四、に曰く、群卿百寮、嫉妬有ること無れ。我既に人を嫉めば、人亦我を嫉む。嫉妬の患其
きよし

卷之三

の極を知らず。所以に智己に勝るときは見せられず。かくして五百歳の後、乃今賢に遇はしむとも、千載以て一聖を待つこと難し。其れ賢聖を得ずんば、何を以てか國を治めむ。

卷之三

十五、に曰く、私に背きて公に向ふは、是れ臣の道なり。凡そ人有利有れば必ず争ひ、必らずも争ひ、必ず争ひ。されば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば即ち制に違ひ法を害す。故に初よりは必ず同せ。同せざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起れば即ち制に違ひ法を害す。故に初章に云く、上下和諧せよと。其れ亦是の情なるか。

卷之三

十六、に田く、民を使ふて時を以てするは、古の良典なり。故に、冬の月は閒ありて、且ち使ふべし。春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふべからず。(其)農せんば何をか服む。食はむ。桑せんば何をか服む。

四

十七、に曰く、夫れ事は獨り断ずべからず。必ず衆と與に論ふべし。少事は是れ輕し。必ずしも衆とすべからず。唯大事を論ふに遠んでは、若しくは失あらむことを疑ふ。故に衆と相辨ふべし。〔前半は〕理を得む。